



市民課

環境衛生係 ☎・内線1070

自分たちの住まわちを
みんなできれいにしよう

市は皆さんに協力してもらい、道路とその周辺などの清掃活動「クリーン作戦」を行います。

■実施日時

- ▼西根地区 4月18日(日)午前5時半から
- ▼松尾地区 4月18日(日)午前6時から
- ▼安代地区 4月25日(日)午前5時半から

※各自治会などの実情に合わせ、日時を変更しても構いません。

■ごみの分別・出し方

クリーン作戦のごみに限り、次

の通りに分別し、肥料袋やビニール袋(袋の指定はありません)に入れて、地区のごみ集積所に出してください。

①燃えるごみ 紙くず、木くず、布くず、ビニール類、ペットボトルなど

②燃えないごみ 空き缶、瓶類、金属類など

■留意事項

▼家庭ごみは出さないでください。▼廃家電や廃タイヤ、粗大ごみなどは、回収せずにそのままの状態にして、市民課環境衛生係に連絡してください。後日、状況を確認して対応します。

資源ごみの集団回収で
報奨金が受けられます

市は資源ごみの有効活用を推進しています。対象団体が資源ごみの集団回収を行った場合、予算の範囲内で報奨金が受けられます。

■対象団体

市内の自治会、子ども会、PTA、スポ少、部活動などの営利を目的としない団体(営利を目的としていない)、仲間内で作ったサークルのような団体でも対象となります。

■報奨金の額

次の①と②の合計金額です。

①回数割額 集団回収1回につき千円(1団体につき6千円まで)

②対象品目ごとの実績割額

対象品目	実績割額
アルミ缶	1キにつき4円
スチール缶、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌、瓶類(一升瓶、ビール瓶以外)	1キにつき5円

※市内で回収した物で、資源回収業者が引き取った物が報奨金の対象です。対象品目であれば、資源回収業者が無償で引き取った場合でも報奨金の対象となります。

対象品目以外の物でも、回収して資源の有効活用に協力ください。

■報奨金請求までの流れ

①登録申請 集団回収実施前に窓口(市民課環境衛生係、西根・安代各総合支所)に集団回収団体の登録申請書を提出

②集団回収の実施 集団回収実施後、資源回収業者から引き取り明細書に引き取り数量や価格などを記入してもらう

③報奨金交付請求 窓口にて報奨金交付請求書、引き取り明細書を提出
※請求書提出期限 12月28日(火)

[広告] この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

耳鳴り、めまい、聴力低下、腰痛症、骨粗しょう症、骨の病気、リウマチ等 お困りの症状を御相談ください

漢方のあさひ薬局

御相談予約専用 携帯からもご利用できるようになりました!
☎0120-204077



本 店/八幡平市大更25-118-1(国道282号沿い) TEL.0195-75-2227
西根中学校前店/八幡平市大更24-1-118(西根中学校前) TEL.0195-70-2311

<http://www.facebook.com/asahi.kanpou> <http://www.asahi-kanpou.com/>

